山武市農業委員会会議録

令和5年5月8日 開会

令和5年5月8日 閉会

令和5年第5回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年5月8日(月)午後3時30分

場 所 山武市役所 第6会議室

招集者 山武市農業委員会 会長 井 野 敬 一

議事議案

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- (3) 令和5年度第2次農用地利用促進計画(案)の決定について
- (4) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員(17名)

欠席委員(0名)

出席農地利用最適化推進委員(18名)

欠席農地利用最適化推進委員(2名)

出席事務局職員(4名)

◎日 程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について

日程第6 議案第3号 令和5年度第2次農用地利用促進計画 (案) の決定について

日程第7 議案第4号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和5年5月8日 山武市農業委員会 会長 井 野 敬 一

◎開 会

議長

これより令和5年第5回山武市農業委員会総会の会議を始めます。 ただいまの出席委員は全員です。よって、農業委員会等に関する 法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

お諮りいたします。

日程第1、会期の決定並びに日程第2、議事録署名人の指名について、議長において決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。会期は本日1日限りといたします。議事録署 名人は、議席番号14番藤田雅之委員及び議席番号15番石橋一夫委員 を指名いたします。

○報 告 (事務局説明)

◎議案第1号

議長

議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

概要の説明を事務局に求めます。

事務局(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明を求めます。

申請番号1について、地区担当推進委員の山下委員の説明を求めます。

山下推進委員

地区担当推進委員の山下です。

議案第1号の1について説明させていただきます。

第3条について、農地の賃貸借権の設定です。まず譲渡人の方ですが、こちらは娘さんが3人とも嫁いでいて農業後継者がいらっしゃいません。また、譲受人の方ですが、新規就農です。3年前までサラリーマンをしていたんですが、現在、農業大学校に通っていて、農業研修と、また、お借りした畑のほうでずっと農作物を作っております。こちらの新規就農なんですけれども、自分1人ではなく、家族の応援があるそうです。また、近い将来、奥さんももらえるというお話を聞いております。あと、これからの就農目標なんですけれども、インターネットによる農作物の販売、また、漬物等の販売をやっていきたいという目的があるんですけれども、初期段階でこれをやると経営的に立ち上がるのが難しいということで、近くに有機栽培でかなり実績を上げたさんぶ野菜ネットワークという農業団体がありますので、そちらのほうも紹介してあげたいなと思っています。

説明は以上です。

議長

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号7番髙野委員の補足説明を求めます。

高野委員

7番、髙野です。

今、山下推進委員から報告がありましたように、本人は大分やる 気で、県の大学の認定研修をやって頑張っているようです。権利者 につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可 要件の全てを満たしておりますので、御検討をお願いします。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第1号、申請番号1について、許可することに御異議ない方 の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定をいたしました。 申請番号2について、地区担当推進委員の齋藤委員の説明を求めます。

齋藤推進委員

地区担当推進委員の齋藤です。

第1号議案の2番について説明いたします。

今回の申請は、3月の総会の農地法5条の許可申請で説明したときと同じ譲渡人と譲受人であります。許可をいただき、そこの契約になったときに、かねてからその近くに譲渡人の水の便が悪い休耕田があり処分に困っておったところ、譲受人にお願いし今回の申請となりました。

譲渡人は高齢であり、遠方に住んでおり管理が大変とのことであり、また、譲受人は自身の会社のすぐ近くに今回の申請地がありましたので、このような形になりました。取得後は畑として食用の菜の花を植えたいとのことで、よろしくお願いします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

隣接地域の農業委員、議席番号13番鈴木委員の補足説明を求めます。

鈴木委員

議席番号13番、鈴木でございます。

推進委員さんの説明のとおりでございます。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、 許可要件の全てを満たしております。

よろしくお願いします。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第1号、申請番号2について、許可することに御異議ない方 の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定をいたしました。 続きまして、申請番号3について、地区担当推進委員の川津委員 の説明を求めます。

川津推進委員

地区担当推進委員の川津でございます。

申請番号3番について御説明いたします。

こちらは売買による所有権移転の申請です。

譲渡人は下布田に居住しており、高齢になってきたこともあって、 以前から譲渡人に売買の相談をしていたそうです。

譲受人につきましては、認定農業者であり、地域でも御活躍されておりますので、地元としては何ら問題はございません。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号13番鈴木委員の補足説明を求めま す。

鈴木委員

議席番号13番、鈴木と申します。

推進委員さんの説明のとおりでございます。

権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、 許可要件の全てを満たしております。

よろしくお願いします。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。 質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第1号、申請番号3について許可することに御異議ない方の 挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定をいたしました。 申請番号4について、地区担当推進委員の髙橋委員の説明を求めます。

髙橋推進委員

担当推進委員の髙橋です。

議案第1号の申請番号4について説明いたします。

所有権移転の売買であります。

譲渡人は祖父、両親がニラの栽培を行っておりましたが、祖父も 女親も亡くなり、規模縮小ということになりました。

譲受人は兼業農家であり、造園業を営んでおりまして、隣の畑ですので、こういう所有権の移転についてお話があったそうで、両者とも話がうまくまとまったそうです。問題はありませんので、よろしくお願いします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員の補足説明を求めます。

小山委員

議席番号2番、小山でございます。

ただいま高橋推進委員さんが申し上げましたとおりでございまして、何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、 許可要件の全てを満たしております。

よろしくお願いをいたします。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。 質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め質疑を終了いたします。採決いたします。 議案第1号、申請番号4について許可することに御異議ない方の

挙手を求めます。

(举手全員)

◎議案第2号

議長

続きまして、日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による 許可申請に関する意見についてを議題といたします。

議案第2号、申請番号1について、事務局の概要説明を求めます。

事務局(事務局説明)

議長事務局の説明が終わりました。

地区担当推進委員の川津委員の説明を求めます。

川津推進委員 地区担当推進委員の川津です。

議案第2号、番号1につきまして説明させていただきます。

先日、現地は確認してまいりました。譲渡人と譲受人の関係は実の親子です。譲受人の長男も結婚しており、現在の住居では手狭になったということで、土地を探していたところ、父親の土地であるこの農地があったので、実家にも近いため選んだとのことです。昨年、農掘除外の申請があり、3月に許可が下りました。そして今回の転用申請に至りました。

現地は集落にも接しており、基本的に周りの農地にも影響は少ないものと思われます。地元としても特に問題がないかと思われます。 以上です。

議長推進委員の説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の髙宮委員の報告を求めます。

髙宮委員 10番、髙宮です。

5月2日に推進委員さんと一緒に現地確認してまいりました。 本件は第1種農地への専用住宅の建築であり、原則として不許可になる案件です。しかし、住宅が周辺の集落に接続して設置される場合は許可し得るという例外規定に該当しますので、許可相当と思われます。

よろしくお願いいたします。

議長現地調査員の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長質疑なしと認め質疑を終了いたします。採決いたします。

本件について許可相当として意見を付すことに御異議ない方の挙

手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定をい

たしました。

続きまして、申請番号2について、事務局の概要説明を求めます。

事務局(事務局説明)

議長事務局の説明が終わりました。

地区担当推進委員の川津委員の説明を求めます。

川津推進委員 地区担当推進委員の川津です。

第2号議案、番号2について説明します。

先日、現地確認はしてまいりました。ここは数年来耕作しておらず、原野のようになった場所です。譲受人は相続にて取得した農地で、農家ではないために管理に困っていたそうです。

申請地はバブル時代に開発がなされた分譲地の奥に隣接し、さらに奥は山あいの谷津田のような地形の場所で土地がつながっていたそうです。現在は、昨年ぐらいから大規模な太陽光発電施設が設置されております。その業者に譲るといった形です。

地元としても、周辺に現状耕作している農地が見当たらないため、 特に問題はないかと思われます。

以上です。

議長推進委員の説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の中山委員の報告を求めます。

中山委員 11番の中山でございます。

5月2日の日に推進委員さんと現地調査してまいりました。

ただいま推進委員さんのほうから事細かにお話がございまして、 あえて加えることはございません。28ページの資料を御覧いただけ れば一目瞭然だと思いますが、谷津田につながるところでございま して、そこに太陽光発電設備を建てるということで、代替性の検討、 信用、資力、周辺農地への影響等、問題ないと思われますので、許 可相当かと思われます。

よろしくお願いいたします。

議長現地調査員の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長質疑なしと認め質疑を終了いたします。採決いたします。

本件については、許可相当として意見を付すことに御異議ない方

の挙手を求めます。

(举手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定をい

たしました。

◎議案第3号

議長 続きまして、日程第6、議案第3号、令和5年度第2次農用地利

用促進計画(案)の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この議案は一括審議としてよろしいでしょう

か。

(異議なし)

議長
御異議なしと認めます。この議案は一括審議といたします。

事務局の議案の説明を求めます。

事務局(事務局説明)

議長事務局の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第3号、令和5年度第2次農用地利用促進計画(案)の決定 についてを原案のとおり承認することに御異議ない方の挙手を求め ます。

(挙手多数)

議長

挙手多数です。本件は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

◎議案第4号

議長

続きまして、日程第7、議案第4号、農業経営改善計画認定申請 に関する意見についてを議題といたします。

お諮りいたします。この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認め、この議案は一括審議といたします。 事務局の議案の説明を求めます。

事務局

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

番号ごとに推進委員の説明を求めます。

番号1について、地区担当推進委員の川島委員の説明を求めます。

川島推進委員

担当推進委員の川島です。番号1について御説明いたします。 親子3名の更新になります。

現在、主要作物はニラ、水稲、ブロッコリーで、ニラは土壌消毒、 緑肥等により、土壌病害虫の回避と地力の向上を図っているという ことです。また、機械導入により、労力の軽減を図るということで すので、よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、番号2について、地区担当推進委員の小川委員の説明を求めます。

小川推進委員

地区担当推進委員の小川です。番号2について説明させていただきます。

更新です。水稲と葉たばこを主に行っております。私の知っている限りでは、本人、一生懸命、普段から農業に励んでおります。 何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、番号3について、地区担当推進委員の古谷委員の説明を求めます。

古谷推進委員

地区担当推進委員の古谷です。番号3について御説明いたします。 先日、本人の牛舎に行って話を伺ってきましたけれども、本人と 奥さん、母親の3人で作業をしていました。今はちょっと酪農のほ うも大変な時代ですけども、今、乳牛も安いということで、他地区 へ行くと規模拡大をやっているところもあるそうなので、本人もそ のつもりで頑張っていくそうなので、よろしくお願いします。

議長

推進委員の説明が終わりました。質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め質疑を終了いたします。採決いたします。 議案第4号、農業経営改善計画認定申請に関する意見については、 原案のとおり承認することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

◎追加日程第1 協議

議長

予定された日程は終了いたしましたが、机上に配付した議案のと おり追加案件の提出がありましたので、これを受理いたしました。 これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います が、御異議ございませんか。 (異議なし)

議長

御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、追加日程 第1として議題といたします。

追加日程第1、協議、山武市農業委員会選出役職員についてを議題といたします。

事務局の協議事項の説明を求めます。

事務局

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

山武市農政総合推進協議会委員につきましては、農業委員の改選 に伴い、昨年5月の総会で議案の一覧表のとおり、私、井野敬一と、 増田委員、雲地委員、川島委員、今関委員の5名を選出いたしまし た。昨年の6月1日に就任して任期の経過が11か月となることから、 この5人を推薦したいと思いますが御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

議長

御意見なしと認めます。お諮りいたします。現在の委員を次期委員 として推薦することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認め、現在の委員を次期委員として報告いたします。

◎その他

議長

以上で、本日予定した議案の審議等は全て終了いたしました。そ の他の件について、皆様から御意見等ございますか。

◎閉 会

議長

御意見がないようですので、以上で、本日の総会を閉会いたしま す。

次回の総会は、6月5日月曜日、大会議室を予定しております。 御参集のほどよろしくお願いします。